

空き家等対策の取組状況について

1 これまでの空き家等対策の取組

空き家等	国・県・市町の役割
<p>【定義】 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。 ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>【対象となる施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町による空き家等対策計画の策定 ② 空き家等の所在や所有者の調査 ③ 固定資産税情報の内部利用等 ④ データベースの整備等 ⑤ 適正な管理の促進、有効活用 	<p>【国】 空き家等に関する施策の基本指針を策定</p> <p>【県】 市町に対して技術的な助言、市町相互間の連絡調整等必要な援助</p> <p>【市町】 国の基本指針に即した、空き家等対策計画を策定、協議会を設置</p>
特定空き家等	
<p>【定義】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 	<p>【措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な限度において、立入調査の実施が可能 ・指導→【勧告】→命令→代執行の措置が可能 ・【勧告】を受けた場合は、特定空き家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外

(県提供資料)

(1) 本市の主な取組

- ・ 江田島市空き家等対策計画及びアクションプログラムの策定（平成29年）
- ア 啓発
空き家のチラシ作成（空き家かわら版）、空き家相続登記等補助 etc.
- イ 活用・適正管理
空き家バンク、空き家購入費補助・修繕費補助、空き家活用モデル事業 etc.
- ウ 除却・跡地利用
危険家屋除却補助、空き家除却支援補助、除却後跡地適正管理補助 etc.

(2) 他の市町の動向

- ・ 空き家等対策計画の策定（県内19市町（令和3年4月末現在））
- ・ 法定協議会の設置（県内14市町（令和3年4月末現在））
- ・ 各種補助事業策定（危険家屋除却事業等）
- ・ 特定空き家等の認定・措置（略式代執行4件（令和3年4月末現在））

2 本市の空き家状況

(空き家数) (平成27年8月時点)

空き家等と思われる住宅数	住宅総数	空き家率
1,374 戸	10,530 戸	13.0%

(状態判定別の内訳)

(平成27年8月時点)

そのまま再利用可能	小規模修繕により再利用可能	不具合が見られる空き家	不明	空き家等と思われる住宅合計
759 戸 (55.2%)	428 戸 (31.2%)	179 戸 (13.0%)	8 戸 (0.6%)	1,374 戸 (100%)